

総務文教常任委員会記録

平成31年3月7日

【開催日】 平成31年3月7日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時5分

【出席委員】

委員長	河野朋子	副委員長	伊場勇
委員	笹木慶之	委員	高松秀樹
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	芳司修重
総務課課長補佐	田尾忠久	総務課総務係長	竹内広明
人事課長	辻村征宏	人事課課長補佐	光井誠司
企画部長	清水保	企画部次長兼財政課長	篠原正裕
財政課主幹	梅田智幸	財政課調整係長	鈴木一史
財政課調整係主任主事	伊勢克敏	地域振興部長	川地諭
シティセールス課長	吉井明生	シティセールス課課長補佐	大井康司
シティセールス課市民館長	舩林康則	文化振興課長	長井由美子
スポーツ振興課長	矢野徹	スポーツ振興課主査	熊野貴史
教育部長	尾山邦彦	教育総務課長	吉岡忠司
教育総務課課長補佐兼総務係長	矢野亜希子	教育総務課学校施設係長	若松宗徳
建築住宅課建築係長	石田佳之	建築住宅課建築係主任技師	國川恵子
農業委員会事務局長	幡生隆太郎	農業委員会事務局主査	吉田悦弘

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第24号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (財政)
- 2 議案第23号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事／文化／農委)
- 3 議案第41号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)
- 4 議案第42号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (総務)
- 5 議案第45号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 6 議案第25号 山陽小野田市民館条例の一部を改正する条例の制定について (シティ)
- 7 議案第26号 山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について (文化)
- 8 議案第27号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (スポーツ)
- 9 議案第49号 埴生小・中学校整備事業(児童棟新築 建築主体・付帯工事)請負契約の一部変更について (教育総務)

午前9時 開会

河野朋子委員長 それでは、おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。付議事項の1番、議案第24号について執行部の説明をよろしくお願いいたします。

篠原企画部次長兼財政課長 それでは、議案第24号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正す

る等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきまして、財政課から説明をいたします。今回の改正は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の施行によりまして、平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が、現在の8%から10%に引き上げられることに伴いまして、山陽小野田市厚狭地区複合施設条例のほか、25の条例につきまして、消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分を、使用料等の額に転嫁するため、所要の改正を行うものであります。また、このたびの条例の制定におきまして、整備を行う関係条例につきましては、お手元に配布しております参考資料に、条項ごとに、関係する条例の名称、改定する使用料等の名称などを記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。まず、第1条の「山陽小野田市厚狭地区複合施設条例」につきまして、コミュニティ施設であります本館棟の第1研修室等の使用料及び冷暖房使用料の額を1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第2条の「山陽小野田市法定外公共物管理条例」及び第3条の「山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例」につきましては、占用料等のうち、該当する占用料に乘じる率を1.08から1.1に改正するものです。第4条の「山陽小野田市行政財産使用料徴収条例」につきましては、使用料に乘じる率を1.08から1.1に改正するものです。第5条の「山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例」、第6条の「山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例」及び第7条の「山陽小野田市道路占用料徴収条例」につきましては、占用料等のうち、該当する占用料に乘じる率を1.08から1.1に改正するものです。第8条の「山陽小野田市石丸総合館条例」につきましては、集会室等の使用料及び冷暖房使用料の額を1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第9条の「山陽小野田市福祉センター条例」につきましては、各福祉会館の娯楽研修室等の使用料及び冷暖房使用料の額を1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第10

条の「山陽小野田市急患診療所条例」につきましては、急患診療所における診断書等の交付に要する費用の額を1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第11条の「山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」につきましては、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理手数料を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第12条の「山陽小野田市墓地条例」につきましては、管理料を1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第13条の「山陽小野田市商工センター条例」につきましては、会議室等の使用料及び冷暖房使用料の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第14条の「山陽小野田市漁港管理条例」につきましては、使用料等に乗じる率を1.08から1.1に改正するものです。第15条の「山陽小野田市勤労青少年ホーム条例」につきましては、音楽室等の使用料及び冷暖房使用料等の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第16条の「山陽小野田市労働会館条例」につきましては、小会議室等の使用料及び冷暖房使用料等の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第17条の「山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例」につきましては、事務室等の使用料及び冷暖房使用料等の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第18条の「山陽小野田市港湾施設条例」につきましては、使用料に乗じる率を1.08から1.1に改正するものです。第19条の「山陽小野田市都市公園条例」につきましては、使用料に乗じる率を1.08から1.1に、また、有料公園施設の使用料の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第20条の「山陽小野田市立学校施設使用料条例」につきましては、各学校屋内運動場の使用料の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第21条の「山陽小野田市立図書館条例」につきましては、視聴覚ホール等の使用料及び冷暖房使用料の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第22条の「山陽小野田市公民館条例」につきましては、研修室等の使用料及び冷暖房使用料等の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。

第23条の「山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例」につきましては、大研修室等の使用料及び冷暖房使用料等の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第24条の「山陽小野田市青年の家等設置条例」につきましては、青年の家使用料、体育館使用料及び運動広場使用料等の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第25条の「山陽小野田市きららガラス未来館条例」につきましては、工芸教室等の使用料及び冷暖房使用料等の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。第26条の「山陽小野田市津布田会館条例」につきましては、集会室等の使用料及び冷暖房使用料の額を、1.08から1.1相当率を乗じた額に改正するものです。また、附則といたしまして、施行期日を平成31年10月1日とし、経過措置では、各規定は、この条例の施行の日以後に使用、占用等の許可等をしたものから適用し、同日前に使用、占用等の許可等をしたものについては、なお従前の例によることとしております。なお、参考資料といたしまして、関係条例の新旧対照表を添付しております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。質疑はありますか。

長谷川知司委員 10円未満の端数処理というのは、どういう考え方をされていらっしゃいますか。

篠原企画部次長兼財政課長 基本的には、切捨てで計算をさせていただいております。

長谷川知司委員 それと、昨日もちよっと話題に上がったんですが、午前中が9時から12時、昼を12時から5時までとして、5時から10時というふうに分けていらっしゃいますけれど、この分け方で自分たちも使ったときに、昼を超す、あるいは昼前から準備したいとかというときに、

1時間の空間というのがすごく有効なんです。

河野朋子委員長 長谷川知司委員、その件は文化会館の後に出てくるところで多分議論になると思います。市民館と文化会館のところですか。これは、その部分とは少し違いますので、ちょっと多岐にはわたっていますが、趣旨は一貫したものだと思いますので、その部分についての質疑を受けたいと思います。

高松秀樹委員 今説明されたのは、全て1.08から1.1に変更というふうに見ていいんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。廃棄物の処理及び清掃に関する条例の部分で、持ち込みは1.08から1.1に上がっているんですが、例の指定ごみの証紙代ですか、5円、4円、2円。これは、実際に上がっているんだけど切り捨てられているということになるんですか。それとも、ここは今回の条例改正には関係ないということになりますか。

篠原企画部次長兼財政課長 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の端数処理につきましては、条例の中で、家庭ごみの燃やせるごみの証紙のシール、5円、4円、2円の金額等については、端数処理は、10円未満の切り捨てからはたしか除外されている規定があったと思います。

河野朋子委員長 この改正によって、影響額などは試算されておりますか。どうですか。

篠原企画部次長兼財政課長 今、一般会計のほうの予算の関係になりますが、一応影響額といたしましては、この条例の関係で80万円程度の収入の増ということで見込んでおります。半年分でございますので、その程度と見込んでおります。

河野朋子委員長 半年間ということですね。10月からということですので。

分かりました。

宮本政志委員 これは10月1日からの消費増税が前提と思うんですけど、仮に延期又は中止になった場合、こちらはどうなるんですか。

篠原企画部次長兼財政課長 また再度延期等々になれば、恐らくこの議案第24号の条例をまた改める条例を整備することになると思います。

伊場勇副委員長 料金が変わるということで、市民の方にはどういうアナウンスの仕方をするのか。統一したものを提示するのか。ホームページとか広報とかでも伝わるとは思いますけれど、その辺を教えてください。

篠原企画部次長兼財政課長 この条例案を可決させていただきましたら、速やかにホームページあるいは広報又はそれぞれの施設等で、当然施設の利用の予約等々もありましようから、できる限りの周知を図っていきたいというふうに考えております。

河野朋子委員長 ほかに。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないということで、質疑を打ち切ります。討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、では、議案第24号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。議案第24号について終わりましたので、職員の入替えをいたします。5分間休憩いたしまして、その後再開いたします。お疲れ様でした。

午前9時15分 休憩

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。続きまして、議案第23号について審査をしますので、執行部よろしくお願いいたします。

辻村人事課長 議案第23号、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。このたびの改正は、芸術顧問の廃止と、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する能率給の支給についてです。まず、芸術顧問につきましては、本市の芸術文化活動の活性化を図るとともに、本市の魅力を生かした文化振興によるまちづくりを推進するためにアドバイスを受けておりました。芸術顧問の田村洋さんには、本市イベントとして定着していますピアノマラソン大会のプロデュースや山口県交響楽団の練習会場及びサマーコンサートの開催、t y s 山口県学生ピアノコンクール会場を招致するなど、アドバイスを受けてきました。今後も、田村さんには、現行の文化イベントへのアドバイスを受けることは必要ですが、ガラス文化の振興やかるた競技の振興等、関わる分野が幅広くなる中、ガラスやかるた等については専門的知識を有する者からのアドバイスを受けることは必要なことから、このたび芸術顧問制度を廃止し、新たに芸術文化アドバイザー制度を創設して、各分野で専門的知識を有する者からアドバイスを受けながら文化によるまちづくりを推進していきたいと考えております。なお、これまで、芸術顧問として御活躍頂いた田村洋さんには、今後も本市の芸術文化の振興に対し、アドバイザーとして御意見、御協力を賜りたいと考えております。次に、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する能率給の支給については、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化を行うことが明確化され、農業委員及び農地利用最適化推進委員の行う担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消する活動に対し、農地利用最適化交付金事業が創設され、その活動実績及び成果実績に応じて県から交付金を受け、その全額を活動に対する能率給として支給しようとするものであります。なお、能率給

は、現行の報酬とは別に、国の定める基準に基づき、算定され、年度末に一括して支給されます。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

長谷川知司委員 芸術顧問の田村さんに対してはすごく功績があって、市のためにされたと思うんです。それで、このたびこういう形で芸術顧問というものをなくすということに対して、当然田村顧問さんとは話をずっとされてきた中での形での結果と見ていいですか。

川地地域振興部長 田村先生とは、一応もうお話はいろいろさせていただいております、今までの御功績に対しまして感謝の意をちゃんと表しております、今後のアドバイザーについて一応御理解をいただいております。

笹木慶之委員 今の件はそれでいいと思うんですが、アドバイザーについてはどういう支払方法をされるんですか。それから、どういうことを今想定しておられますか。

長井文化振興課長 アドバイザーにつきましては、今後、御相談に乗っていただくごとの報酬という形で支払を考えております。そして、アドバイザーは、先ほど人事課から説明しましたように、引き続き田村先生には音楽の分野を今までどおり御助言いただきたいと考えておりますし、後はガラス文化の部門、それからかるたの文化の部門についても、それぞれの見識を持っていらっしゃる方に御助言いただくよう考えております。

川地地域振興部長 補足なんですけれども、今までの芸術顧問は、報酬条例にのっとって非常勤の特別職ということで地方公務員法適用の方でしたけれども、今回のアドバイザー制度は報償費で払いますので、要綱を設置して対応するという形になりますので、非常勤の特別職にはなりません。

そこがちょっと大きな違いになると考えております。

笹木慶之委員 今それで分かりましたが、その要綱はまだできていないんですか。

長井文化振興課長 まだ、現在ところは案を作成している状況です。

笹木慶之委員 本来であれば、やっぱりここで要綱を出されて、こうなりますと言われるのが筋論ですが、それは今手続上の問題でしょうから、いずれお示しいただけると思いますからそれはそれでいいんですが、総額は幾らぐらい見ておられるんですか、大体。

長井文化振興課長 予算は、100万円を計上しております。

笹木慶之委員 分かりました。

河野朋子委員長 これは、件数として100件ということですか。それとも、その辺りはどうですか。予算。

長井文化振興課長 1回1万円掛ける100回を予定しております。

高松秀樹委員 このアドバイザーなんですけれども、今のお話だったら、3人程度、それとも今からどんどん増やしていくということですか。その辺りは決まっていることがあるんですか。

河野朋子委員長 アドバイザーの人数についてはある程度。

長井文化振興課長 今候補として、4人から5人の方を考えております。

高松秀樹委員 音楽関係、ガラス、かるた、ほかにどういった人たちなんです

か。

長井文化振興課 今、委員さんがおっしゃった分野ぐらいで考えております。

森山喜久委員 農地利用最適化交付金の関係のほうに走ってもいいですか。それとも・・・

河野朋子委員長 芸術顧問について何か質疑があれば、まとめたほうがいいと思いますが、いいですか、もうこのところは。（「はい」と呼ぶ者あり）私のほうからですけれど、結局、この件については、予算委員会とか決算委員会で結構指摘があったわけですね。仕事の中身が見えないとか、本当にそういった事業評価はどうなっているのかというようなことがあったんですけれど、結局、この検証というか総括としてどういうふうなまとめ方をされているのでしょうか。この切り替えたその辺りの大きな理由とか、予算的にもすごく変わってきますよね、そうなりますと。その辺りはどのように。どうぞ。

川地地域振興部長 委員長おっしゃるとおり、事業評価による検証といたしまして、これまで先ほど人事課長が説明で申し上げたとおり、かなりの、田村先生によりましていろんな事業を誘致していただきまして、この功績は非常に多大であるというふうに認識をしております。ただ、今後また新しい事業につきましては、また更なる人たちからいろんな意見を聞きたいということもありましたので、一応この芸術顧問につきましては今までの成果をもって終了するという形で、これから更にうちのほうは文化によるまちづくりとしていろんな分野が今度広まってきましたので、この制度については終了して、新たなかるたですとかガラスですとか、広範囲なところから、いろんな知識を持っておられる方から指導を受けたいということですので、ここで方向転換をさせていただくということで、一応事業終了という形で評価をいたしております。

河野朋子委員長 そうなりますと、これまでの成果も、ある程度今後も期待できて、さらにまた別の方向にというようなことで、その辺りこの事業を廃止したことによって何かデメリットとかそういうのが生じないというふうなことでよろしいでしょうか、評価としては。

川地地域振興部長 デメリットは恐らくないであろうというふうに考えております。

河野朋子委員長 そういうことを考えますと、第二次総合計画、このスタート時点からこういった構想というか、すべきだったんじゃないかなと今となつては思うんですけど、この時期が少しどうかということについては、ちょっと意見として言わせていただきます。では、芸術顧問についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、農地利用のほうの委員の件について質疑を受けたいと思います。

森山喜久委員 先ほど説明にもあったんですけど、再確認という意味で。農地利用最適化交付金として県から全額を支給されるということによろしいでしょうか。

幡生農業委員会事務局長 10分の10、県から交付金が交付されます。

森山喜久委員 それで、今平成31年度では1,560万円からのこちらが交付金となるかと思いますが、これは平成32年度、平成33年度と、つまり平成31年度以降も同程度の交付金が交付される見込みなのか、それとも若干増減があるのか、その辺はどういうふうな見込みか教えてもらえますか。

幡生農業委員会事務局長 この交付金につきましては、国が創設した農地利用最適化交付金事業に基づき交付をされるものです。その実施要綱に交付額の算定方法が定められておりますから、それに基づいて算定をします。

算定の方法といたしましては、今日資料を配っておりますが、この農地利用最適化交付金事業の最大限の活動を行って最大限の交付金が得られるという形で今条例には上限額を定めておりますから、これは今年も来年も再来年も制度に変更がなければ、交付額は今のところ変更はありません。

森山喜久委員 どうしても上限という形の分になるので、そこのほうは仕方ないと思いますし、それは必要と思います。実際に、農業委員さんにしても最適化推進委員さんにしても、活動のほうで大変な思いという形の分があるので、こちらの能力給、月の支給という形の分は問題ないと思いますが、本日配っていただいている最後の資料のところで活動実績の報告を皆さん方にいただいて、その把握に努めるということによろしいでしょうか。

幡生農業委員会事務局長 そのとおりです。もう既に、平成・・・

河野朋子委員長 済みません、もしよろしかったら、この資料の少し説明をしていただいたほうがいいですね。全く説明がなかったんで。申し訳ないです、前後して。

幡生農業委員会事務局長 それでは、今日資料をお配りしておりますので、説明をさせていただきます。この条例改正の前提となります国が創設した農地利用最適化交付金事業の内容につきましてまとめたものでございます。農地集積・集約化を進め、持続的な農業経営を可能とするためには、農業委員会改革が必要となり、農業委員数の削減と現場の活動を行う農地利用最適化推進委員の導入や、農地利用最適化業務の法定化など、農業委員会は今まで以上に取組を進めることとなりました。本市の場合は、平成29年7月に農業委員が、それまで25人だったのが14人となりました。併せて、現場で活動する推進委員を14人ほど農業委員会が委嘱をしたところですが、この農業委員、推進委員に適切な水準の報酬を支

払うべきであることから、基礎的な報酬に上乗せして報酬を支給する財源として、国において農地利用最適化交付金の措置がなされました。この交付金は、従来の報酬財源を置き換えるためのものではなく、業務量の増加に、適切に対応するために導入されたもので、基礎的報酬に上乗せすることを念頭に置いたものです。この上乗せ報酬の支給、いわゆる能率給の支給に当たっては、平成29年6月に農林水産省が総務省に対して協議を行い、農林水産省が示したこのたびの改正案について、総務省からは地方自治法に抵触するものではなく、問題はないとの回答を得ているところであります。この能率給の財源については、10分の10が国の負担であり、県を通して市に入ってくることとなります。それでは、資料の説明を行います。資料1ページを御覧ください。Ⅱ農地利用の最適化の推進に向けた活動ですが、①から⑤まであります。①担い手への農地集積・集約化の推進活動とは、担い手に対して農業者の意向に基づき貸し借りなどの調整活動のことを言います。担い手とは、認定農業者及び認定新規就農者のことを指します。②遊休農地の発生防止・解消活動とは、農地法に基づく農地利用状況調査、遊休農地所有者に対する利用意向調査などです。③農地中間管理機構との連携活動とは、山口市にある農地中間管理機構との打合せなどを指します。④新規参入の促進活動とは、新たに農業経営を行おうとする者への農地のあっせん等の活動などのことです。⑤は、①～④の活動に必要な会議その他農地利用の最適化に必要な活動とは、活動報告、情報共有、活動・成果実績の取りまとめ等を行う会議などへの出席、その他農地利用の最適化に必要な活動を指します。続きまして、能率給の上限額557,333円の算定方法などについて説明いたします。同じく1ページを御覧ください。最初にⅢの活動実績に応じた交付金ですが、農業委員及び推進委員が前出の①～⑤の活動を毎月1日以上行った農業委員会に対し、農業委員と推進委員の人数に6,000円を乗じて、更に12月を乗じた、28人×6,000円×12月=201万6,000円が交付され、1人当たりですと72,000円となります。次に、Ⅳの成果実績に応じた交付金ですが、①～⑤の活動を行った結果、担い手への農地集積と遊休農地の

発生防止・解消の成果を上げた農業委員会に、農業委員と推進委員の人数に1万4,000円を乗じて、更に12月を乗じ、その上で成果による評価点を係数9で除した数値を乗じて得た額、28人×1万4,000円×12月×((13点+13点)÷9) = 1,358万9,333円が交付され、1人当たりですと485,333円となります。この72,000円に、の485,333円を加えた557,333円が能率給の上限額となります。そこで、IVの算定式に波線の付してある「成果による評価点、13点+13点」の説明を行います。まず、これがマックスの点数です。2ページを御覧ください。①担い手への農地集積の成果による評価点、いわゆる担い手へどれほど農地を貸したかということに対する評価点ですが、これは、最初に単年度集積基準面積を求めます。平成26年3月末時点の本市の農地集積面積が372ヘクタールです。これを基に、農地利用最適化交付金事業実施要綱の算式により計算すると本市の単年度集積基準面積は28ヘクタールとなります。次に成果による評価点は、農業委員会が1月から12月の間に集積をした面積に対して、この単年度集積基準面積と照らしてどのぐらい達成しているかを図ります。達成度が130%以上ということは、28ヘクタールが基準ですので、その130%ですので、36.4ヘクタール以上担い手に農地を貸したら13点ということになります。一方、40%未満、ですから12.2ヘクタール未満しか担い手に農地を貸すことができなかつたらゼロ点というふうになります。3ページの表を見ていただくと、それが11段階であります。それぞれのパーセンテージで11段階になっております。遊休農地の発生防止・解消の成果による評価点、これは遊休農地のほうです。これは、まず単年度解消目的、1年でどれほど解消したいかという面積を出します。平成27年度の本市の遊休農地面積は82ヘクタールです。これを実施要綱に基づいて計算すると、単年度解消目標面積は、本市は13ヘクタールとなります。ですから、成果による評価点については、130%以上達成したということになると、目標が13ヘクタールですので、16.9ヘクタール以上遊休農地を解消した場合は13点となります。40%未満でございますが、これは5.2ヘク

タール未満しか解消できなかつた場合はゼロ点ということになります。これは、集積面積と同じように3ページで11段階の評価点があります。説明は以上でございますが、実は5ページから、これは予算執行のほうの話になってくるんですけれど、実際にどういうふうに支給されていくかというのを、Z市農業委員会の例でちょっと作っております。Z市農業委員会が、御覧のとおり5人と5人で10人の農業委員会の委員の数です。年間の活動日数は、A委員からJ委員まで全体を合わせると800日間活動をされました。それで、国から県を通して入ってくる交付金の額については、そこに記載してあるとおり、活動実績に応じた交付金は、10人で6,000円、12か月で72万円。成果実績に応じた交付金については、最初に担い手へ集積した分の成果については、仮にこの単年度で集積すべき基準の面積を20ヘクタールとします。そして、ここが23ヘクタールほど集積したら、これはそれに比べたら115%ほど達成したということになりますから、先ほどの3ページの上のほうの表に照らすと、9点という点が得られます。次に、6ページを御覧ください。遊休農地の解消のほうです。ここのZ市農業委員会の1年間で解消する目標の面積を仮に10ヘクタールとします。そして、実際に解消した面積は8ヘクタールしかできなかつたということになりますと、これは、達成度が80%になりますから、また3ページの表に戻っていただくと、下の表でいきますと、これは5点ということになります。ですから、その9点と5点を足して、これは実施要綱で定めた係数を9で割って計算をすると、ここのいわゆる成果実績に応じた交付金が261万3,333円となります。ですから、さきに言った活動実績に応じた交付金とこの金額を足したものが、次に出ております333万3,333円となります。それをどのように支給するかということですが、その下に書いてございますとおり、全体の活動日数に対してそれぞれの委員の活動日数で案分をして払っていくということになります。4ページに戻っていただきますと、今度は事業のスケジュールを載せております。7月には、この事業の実施計画書を県に提出しますが、それがマックス、ですから13点を担い手への集積、遊休の解消でも得られたということで、マックス

で出します。1月に、実際にはどれだけ成果が上がったか、どれだけ活動したかということをお知らせを県に報告をして、2月に県から内示が出ます。当然、満額には至らないと思いますので、このときに精算をその内示額に基づいて行いまして、実際の能率給を農業委員及び推進委員に支給をするということになります。当然、予算の補正を行うということになります。ちなみに、平成30年の委員の活動状況をちょっとお知らせしたいと思うんですが、1年間で最も活動された委員は、1年間で44日、先ほど言った①から⑤の活動をされています。本市の農業委員会全体で平均すると、大体1人当たり15.7日ほど、さきに申した①から⑤の活動をされています。次に、ここ数年の担い手への集積面積を見てみますと、平成30年が57.97ヘクタールほど担い手に集積しています。平成29年が43.47ヘクタール、平成28年が31.41ヘクタールほど担い手に集積しておりますので、これを見ると、うちの場合は、単年度の集積基準面積を大きく上回っていますから、評価点は13点いただけることとなります。ただし、農業委員会の関与の有無は、現時点では把握をしておりませんので、この面積の中には農業委員会が関与していない担い手の集積も入っております。ですから、今後は必ず貸し借りの、お互いが契約をするわけですが、その契約書の中に「農業委員会が関与した」というのを必ず記入をしていただくということを考えております。一方、遊休農地については、最近の動向を言いますと、平成28年が遊休農地の面積が51.67ヘクタールでしたが、平成29年は、実は54と増加しております。ですから、これは増加ですので、評価点はゼロ点となります。それでざっと計算しますと、まだ制度は入っておりませんが、今の段階で能率給を出しますと31万5,000円程度が能率給になってくるということになりますので、これに1人当たり基本給が加算されるということになります。この制度につきましては、平成31年度予算の記者発表があった後に、2月21日でしたが、農業委員会の合同会議を開催させていただいて、農業委員及び推進委員の皆様には、今のような説明を十分させていただいて、皆様の御理解はいただいております。農業委員会制度も大きく変わりました。

て、この能率給を導入することによって、喫緊の課題である農地利用の最適化、いわゆる担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止を少しずつでも推進することで、国が言うところの農業経営の合理化、農地利用の高度化などの一助となり、地域農業が持続可能なものとなるよう農業委員会としても微力ながら努力する所存でございます。どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 詳しく説明を受けましたが、質疑があれば受けます。

笹木慶之委員 それじゃあ二、三、お尋ねをします。今言われたように、農業委員会に課せられた法的な義務とといいますか、やらなくちゃならんということで、要は担い手の関係と、それから遊休農地の発生防止と、こういう大きな問題があるんですが、山陽小野田市の耕地全体は今幾らあるんですか。

幡生農業委員会事務局長 1,430ヘクタールです。

笹木慶之委員 それで、現在担い手がいない、あるいは遊休地となっている農地は幾らあるんですか。

幡生農業委員会事務局長 現在、遊休農地が54ヘクタールです。

笹木慶之委員 我々は制度を審議するわけですから、そういう立場でお聞きしますが、その中で、先ほど言われた1ページのIVのところの、28人掛ける1万4,000円掛ける12掛ける13点足す13点割る9です。この割る9はいいんですが、さっき13点足す13点というのは、片方がゼロと言われたから、これは13点になるんですね、ここは。

幡生農業委員会事務局長 現状で、本市の交付金の額を算定した場合ですが、担い手への集積については、かなりの量ほど集積しておりますので13

点です。しかし、遊休農地につきましては、これは今増加のほうになっておりますので、増加ということは評価点がもらえないので、「ゼロですね」と呼ぶ者あり）ゼロということになります。ということで計算をすると、先ほど申した30万円何がしの数字になるということです。上限額に比してです。

笹木慶之委員 だから、ということは1人当たり48万5,333円となっておりますが、これの2分の1ということですね。片方に13がないわけですから。

河野朋子委員長 これは上限の数字でしょう。

笹木慶之委員 上限の数字が。

幡生農業委員会事務局長 実際に計算をいたしましたところ、今で言うと31万5,000円程度になります。上限額に比してです。2分の1か3分の2程度ですかね。

河野朋子委員長 7万2,000円がまず加算されますので、単純な半分にはならないと思いますけれど。

笹木慶之委員 7万2,000円が入るからあれやけれど、ここのこれだけでいくと、単純に26が13になるんだから、掛けるものが。半分になるっちゅうことですよね。だから、7万幾ら足せばさっきの数字になるけれど……。いや、いいです、分かりました。それと、もう一つお聞きしたいのは、今言われたことはよく分かったんですが、これは農地がないからなんかなというように思うんですが、予定のない市があるじゃないですか。予定のない市。よそのことは分からんかもしれませんが、それらはどうなんですかね。

幡生農業委員会事務局長 平成28年に制度改正があつて、今全国で1,704の農業委員会が平成30年に掛けて順次移行をしております。まだ制度が変わったばかりで、農業委員と推進委員が、それまでやっていた業務以外の今説明した①から⑤の業務をどのようにしていったらいいかということについてまだよく理解がされていない、そういう農業委員会については、この制度の導入をちょっとためらっているという状況もあります。それからもう一点は、これはもう農林水産省のほうで総務省のほうに照会をかけて、この制度が特に地方自治法に抵触するものではないというふうな回答は得られておりますが、これを導入するかどうかというのは市町の裁量になってくるわけですので、その辺でちょっと特異性がある報酬ということでためらっている市町村があるとも聞いております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

森山喜久委員 再確認なんですけれど、この間、遊休農地の発生解消が余りできていないというふうな形で先ほど今計算式で言われたんですけれど、実績を言われたんですけれど、もともと埴生干拓の解消事業とかで発生解消をしたというところの実績もあるので、今回はあくまでも能率給の上限としてこの議案を出されたということでよろしいんですね。

幡生農業委員会事務局長 上限ということで議案は出しております。

河野朋子委員長 ほかによろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑がないということで、質疑を打ち切りまして、討論は。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論もなしということで、それでは本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きま

して、審査番号3番、議案第41号について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

芳司総務部長 それでは、議案第41号につきまして御説明をさせていただきます。山口県市町総合事務組合は、県内の全市町、山口県後期高齢者医療広域連合、各地区の消防組合などで構成され、様々な事務を共同処理するための一部事務組合で、本市も災害基金事務、非常勤職員災害補償、交通災害共済事務、自治会館管理事務、行政不服審査会事務について共同処理をしております。地方自治法第290条では、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、組合規約の変更等がある場合は、当該組合を組織する地方公共団体すべての議会の議決を経て協議しなければならない、とされており、このたび山口県市町総合事務組合において、組合規約の変更が必要となったため、議会の議決を求めるものです。規約変更が生じる理由としては、まず、平成31年3月31日限りで養護老人ホーム秋楽園が解散することに伴い、同事務組合から脱退すること、並びに平成31年4月1日から、公平委員会の設置及び公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体に、光市及び光地区消防組合が加わるというこの2点が今回の規約変更の理由というものです。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。質疑なしということで討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論もなしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、審査番号4番の議案第42号について審査をいたします。説明をお願いいたします。

芳司総務部長 議案第42号です。これも第41号同様、山口県市町総合事務組合に関するものですが、養護老人ホーム秋楽園が同事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分について、先ほどと同様に、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。財産処分に当たっては、離脱する組合が納付した負担金の額と離脱する組合の職員に支給した退職手当の額に、山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則第6条に規定する額を加算した額との差額を還付又は徴収することとなりますが、これに伴う本市の財政負担はないことを申し添えておきます。説明は以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりました。質疑は。「なし」と呼ぶ者あり) よろしいですか。討論もないということでもいいですね。「なし」と呼ぶ者あり) では、本議案について採決をいたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第45号について説明をお願いいたします。

辻村人事課長 それでは、議案第45号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。今回の改正は、長時間労働の是正のための措置として地方公務員についても超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を講じることとされたことから、本市についても規則で定めることができるよう改正するものであります。規則で定める内容につきましては、国を基準といたしまして今後詳細については定めたいと考えております。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はよろしい

ですか。

笹木慶之委員 規則で定めると規則委任されているわけですが、全く中身が分からんのですが、その辺はどうなんですか。

辻村人事課長 国におきましては、原則として1か月について45時間かつ1年について360時間以内の範囲というのが基本ですということで定められて、特殊な業務等については、1か月について100時間未満、1年について720時間未満というところが大まかなところで表わされておりますけれども、それについて山陽小野田市としてどういう形で定められるかというのは、ちょっと今から今後検討していきたいというふうに考えております。

笹木慶之委員 じゃあ今からということですね。新たに決めるちゅうことですね。できたらまた、それはあれしてください。

河野朋子委員長 いいですか。ほかに質疑は。「なし」と呼ぶ者あり）討論もないということでいいですか。「なし」と呼ぶ者あり）でしたら、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。6番の前に職員の入替えのため、次、10時10分から再開いたします。よろしく願いいたします。

午前10時3分 休憩

午前10時12分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査番号6番の議案第25号について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

船林シティセールス課市民館長 議案第25号山陽小野田市民館条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、山陽小野田市民館条例について使用料の見直しを行うものであります。また、住民の利便性の向上と施設利用稼働率の向上を目的として、会議室等について1時間当たりの単価を導入し、エレベーターの設置に伴い面積が減少する第2講義室については使用料の改正を行います。また、器具使用料については、現状に即して精査をし、削除及び追加を行います。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はよろしいですか。

長谷川知司委員 消費税の関係とはちょっと違うんですが、今使用時間区分帯が9時から12時、それから1時から5時までとなって、夜間は5時から10時ということで、ずっと続いた中で切っていらっしゃるんですね。私も一時利用していたことがあったときに、やはり9時から12時、1時から5時、6時から10時というように、間に1時間クッションがあると、お互いがせつつかなくていいんですね。使っていて時間が来たら、ほかの人がもう外で待っている。せかされるような気になる。逆に、ちょっとでもおくれたら、お互いがちょっといい雰囲気にはならないんです。そういうことであって1時間ほど間が空くというのがいいかなとは思うんですが。どうしても使いたいときは、そのときにはその1時間を時間割で追加すればいいんじゃないかと思うんですけれど、そういう考えはないんですか。

川地地域振興部長 今お尋ねの分は文化ホール等々だろうと思いますけれども、この時間区分につきましては、一応部内の中でも特に文化会館、今多分文化会館を例に言われたと思うんですが。

長谷川知司委員 補足します。これは、市内の公民館、それから福祉会館についても同じなんですね。そういうことで統一的な考え方で聞いているわけです。

川地地域振興部長 済みません、私どもは、どうしても統一的じゃなくて自分の部内の館しか言えませんけれども、こういうところにつきましても、やはりもう少し時間を掛けて、どのような使い方が一番いいのか、市民の皆様方がいかにしたら使いやすいのかというのをいろいろ検討して、このたびはちょっと済みません、大変申し訳ございません、間に合いませんでしたので、また今後検討させていただいて、またいろんなことを、もし本当に改正が必要であれば改正していこうというふうには考えております。

長谷川知司委員 市民及び利用者の方のアンケートを取られて、本当に市民が使いやすい形にしていただければと思います。

河野朋子委員長 本会議場では別の視点でのそういった指摘で、やはりでも同じような施設で区分が違うのはというような投げ掛けもありましたので、今後それを検討していただくという今答弁をいただいたということではないですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。これを1時間単位に変えた理由は、今言われましたけれどももう1回ちょっと。1時間単位にした理由です。

船林シティセールス課市民館長 会議室等について1時間単位にしましたのは、やはり会議室は、今おっしゃられたことと関係をするんですけれど、12

時から17時という区分でしか借りられないということよりは、2時間とか1時間だけとかいうことに対応するほうが市民にとって非常に使いやすいという観点から、今回このように改正をしております。

河野朋子委員長 そういった利用者の立場から変えたというところもありますので、今後は全般的にもう一回その辺を見直していただくということでもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかには。

笹木慶之委員 7ページで、新旧対照表の一番下の表の中で、下から2番目、第2講義室、これが、改正前が480円、320円というのが270円、160円落ちていますが、これはどういうことですか。

河野朋子委員長 先ほどあった件ですか。説明が。違うんですか。（「少し」と呼ぶ者あり）

船林シティセールス課市民館長 先ほどの説明では、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。このたび耐震改修事業でエレベーターが設置をされますが、エレベーターで上がって2階のところに第2講義室がございますが、その第2講義室が一部エレベーターホールになり、面積が約6割になりますので、その分料金を下げております。

笹木慶之委員 分かりました。

河野朋子委員長 ほかには。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。これによって使用料の影響額は試算されておりますか。

船林シティセールス課市民館長 今のところ、8%から10%になったという単純計算でいきますと、年間で約8万2,000円程度は影響するかなというふうに見ております。

河野朋子委員長 分かりました。ほかに質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑はないということで、討論はよろしいですね。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第26号について審査をいたします。説明をお願いします。

長井文化振興課長 議案第26号山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の規定に基づき、消費税率の8%から10%への変更に伴う、使用料の見直しです。加えて、住民の利便性の向上と施設利用稼働率の向上を目的として、研修室及びスタジオについて1時間当たり単価を導入いたします。なお、この場合の使用料単価は、現行の午前、午後及び夜間の区分単価をそれぞれの時間数で割った数値の平均額としています。併せて、文言の整理や表の体裁を統一する修正を加えました。説明は以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。文化会館のところですが、どうですか。

笹木慶之委員 これは一番最初のときに聞こうかと思いましたが、あえて今ここでお聞きしますが、使用料の中で数字が全然動いていないところがあるんです。例えば、200円、300円の辺り、310円かな。この新旧対照表を見られたら分かりますが、これは消費税の算定の中で埋もれてしまったのかな。変更なしとなったんでしょうね。説明してくだ

さい。

長井文化振興課長 もともとの消費税抜きの使用料の額に10%を掛けた額が今度新しく10月からの使用料金になりますので、切捨てをする関係で、金額が小さい使用料につきましては金額が動いていないものもあります。

笹木慶之委員 こだわるわけじゃありませんが、100円でも110円になったりとあれば。これを見てみると、300円でまた動いていないというところもあるんです。例えば、この新旧対照表の6ページの小型調光卓、300円が300円となっているんですよね。だから、計算漏れでなければいいんですけど、そういう現象です。

長井文化振興課長 切捨てをしております関係上、0.9でも切捨てになりますし、0.1でも切捨てになりますので、その辺りで、計算はきちんとしております。

河野朋子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。本会議場でもありましたけれど、この器具とか用具などの件については、従来もきちんと決めていたのをただ加算させただけで、別に新たに今回作ったというようなことはないわけですよね。確認ですけど。

長井文化振興課長 備品等の貸出しにつきましては、8%から10%の変更だけです。

河野朋子委員長 ほかに質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑はないということで、討論はよろしいですね。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで採決をいたします。本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第27号について審査をいたします。説明をよろしく願いいたします。

矢野スポーツ振興課長 それでは、議案第27号山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法一部を改正する等の法律等の施行に伴うものになります。平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、当該条例について、消費税及び地方消費税の増額分を使用料等の額に転嫁するために所要の改正を行うものです。また、利便性の向上と施設の稼働率の向上を目的に山陽小野田市民体育館の会議室について1時間当たりの単価を導入するものです。併せまして、文言の統一や体裁を合わせるための修正を施しています。説明は以上です。審査のほど、よろしく願いいたします。

河野朋子委員長 質疑を受けます。質疑はありますか。

長谷川知司委員 市外の申込者の使用は、定額の5割増しというのがあります。また、テニスコートについては、3倍というようになっています。これは、市外というのは申込者だけですか。要するに、使用される中に申し込み者プラス市外の人がおったとき。だから考え方は、申し込むときに、その方が市内であれば問題ない。市外であれば、5割増しとか3倍にというようになるわけですか。

矢野スポーツ振興課長 現行では、申込者の所在で料金の設定をしておるところです。

長谷川知司委員 市内の確認というのは、何かされていらっしゃるんですか。

矢野スポーツ振興課長 申請によるもの、のみでございます。

河野朋子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないということなので、討論もよろしいですね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。それでは、職員の入替えを行いますので、35分から再開いたします。お疲れ様です。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査番号9番の議案第49号について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

吉岡教育総務課長 それでは、議案第49号埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 建築主体・付帯工事）請負契約の一部変更について、御説明いたします。昨年9月議会で契約締結の議決をいただき、基礎の工事を進めましたが、この基礎工事の過程の中で、基礎の下にくいを作製する工事を行っております。その手法は、他の場所で作ったくいを持ってきて施工するのではなく、軟弱な土を良質な土に改良するセメント系固化材と現地の土を攪拌^{かくはん}して、現場で作るという工法となっております。このくいの長さは、建築物の重さに耐えることのできる強い地層、いわゆる支持層までの深さとなり、その長さは地質調査を基に設計しておりました

が、一部の杭で長短が生じくいの長さが増加したこと等により請負金額の変更をするものです。なお、工事のスケジュールにつきましては、平成32年4月の開校を目指して順調に進んでいることを申し添えます。以上です。御審議のほど、よろしく願いたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

宮本政志委員 まず、ちょっと昨日の件で確認したいんですけども、そのくいの箇所、それから本数当たりと、トータルのキロメートル数も出たと思うんです。335メートルとか、312本とか、12か所という、そのあたりというのは、まずちょっと間違いがあってははいけませんので、確認させてください。

尾山教育部長 改めて申し上げます。まず、ボーリングの調査をした箇所が12か所です。それから、くいの本数が315本で、増加したくいの長さが33.7メートルです。補足になりますけれども、最初に設計上想定しておりました315本のくいの総延長が1,819.8メートル——1,819メートル80センチ——ですが、実際に施工したところ、1,853メートル50センチとなったものです。その差が33メートル70センチということです。

宮本政志委員 通常、そのくい工事に入る前に、設計の段階で試験調査というのは多分一般的にはされると思うんです。何が言いたいかともしましたら、312か所で三百何本もくいを打つという想定をするときに、最初からその部分全部、大体のデータを取りたいからと全箇所やるというのは、最初の設計の段階では物すごく費用が掛かるので、通常は大体一、二割。通常です。通常、結果が315と出たのであれば、大体一、二割ですから、30か所から50か所ぐらい試掘をして、それを試験調査というんですけど、それからその結果でその辺りの地盤あるいは支持層、N値がどの辺りにあるかというのを大体想定して、それで本体の建物の

基礎がこれぐらいに来るから、大体最終的には何百本要りますよということに入っていくんです。だから、そういう流れというのは、これは本当に一般的な常識でそういう流れなんですけれど、まずそういう流れで入っちゃったんですよね。いきなり全部300何ぼじゃなくて、一、二割ぐらいでデータを取って、その結果今回ちょっと追加が出たということになるんですけれど、そういう流れもちょっと確認させていただきたいんです。

尾山教育部長 このたびのくい工事につきましては、実はその315本がバラバラの箇所にあるのではなくて、あるところでは9本まとめて集中的に打ったり、あるいは6本そこに集中的に打ったり、4本だったり、箇所によって複数の本数を打っていますので、例えば9本まとめて打ったのを一まとまりで1か所というふうに数えた場合には50か所ぐらいです。50か所の中で12か所をあらかじめボーリング調査をしたということになっております。

宮本政志委員 今の流れを何でお聞きしたかと言いますと、今回結論からいくと、今の御説明の流れでいくと、これは妥当だと私は思うんです。というのが、約450万円でしょう、その追加のほうが。流れから言って、当然一番最初にさっき言いましたように、どーんと調査費用を掛けて、これはちょっと無駄になるんです。ほとんど最初に掛け過ぎると。だから、一般的な作業に入って、調査に入って、そして結論として延長部分が出てきた。これはよくある当たり前のことなんです。今のその延長部分も、通常の単価です。恐らく20センチから40センチだと思うんです。これは私の想定です、個人的な、くいの直径がです。そうすると、いやいや直径はいいです、それは聞きませんが。恐らく、大体それぐらいだと思うんです。そういったくいの形状とかから言って、大体平均的な単価で計算していくと、大体これぐらいの追加というのは出てくるんです。だから、流れも別段おかしくない。恐らく、大体これぐらい出てくるだろうと。出てきたものに関する通常で考える単価で計算して

も、今はちょっと実は安いんですけれど、個人的には。だから、今流れがもし悪くて出ると、昨日もちょっとありましたけれど、過去にいろいろ追加が出ると、その追加が、当初の流れが悪くて、そして想定も全然しなければいけないのが想定もしていなくて、そして追加が出ましたと言ったら、ちょっと私、これ疑義が生じるなと思っていたんですけれども、今の流れをお聞きしたら、妥当だなということで。済みません、ちょっとこれは質問というか、意見になります。

河野朋子委員長 意見ですか。質疑を受けます。ほかにはいいですか。

長谷川知司委員 今口頭では説明されたんですが、実際にどういう平面で、どこをボーリングして、どこが今言われるように50か所ぐらい長短があったという図面は、やっぱり配るべきじゃないですか。(発言する者あり)

河野朋子委員長 図面が資料として配布できますでしょうか。(発言する者あり) それでは、資料が届くまで少しの間、5分ほど休憩いたします。よろしく願いいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時48分 再開

河野朋子委員長 資料が整いましたので、委員会を再開いたします。この図面について、少し説明をいただけたらと思いますが。

尾山教育部長 大変お待たせいたしました。では、お手元の資料を御覧ください。まず、左肩のほうに表があります。まず、記号とか数字について先に御説明させていただきます。符号というのが左端にございまして、普通のただの丸、それから丸の中に斜めの線が引いてあったり、バツがあったり、二重丸になっていたりしています。このまず符号の意味が四つほど

あって、ただの普通の丸は、掘削長が6.4メートルというのは、何もしない、工事に入る前のグラウンドです。当時のグラウンドの高さから6.4メートル地下が支持層だという想定で、工事をする際は、6.4なんですけれど、1.5メートルほどは基礎を打つために掘るんです。その基礎の一番底から支持層までをくいで支えるという構造ですので、地盤から6.4メートル下が支持層なんですけど、地上部分の近いところの1.5メートルは基礎を打つということで、ここにくいは打ちません。それから更に下の4.9メートルにくいを打つということでございます。白丸に斜めの線が入っているのが、7.4メートル掘るんですが、くいの長さは1.5メートルを除いた5.9メートルほど打ちます。バツ印が入っていますが、8.1メートル掘るんですけど、くいの長さは1.5メートルを除いた6.6メートルです。二重丸が、9メートル掘るんですが、くいの長さは1.5メートルを除いた7.5メートルということで設計をして、315本のくいを打っております。下にくいを打つ場所の絵がでございます。ここに建物の柱が乗るということで、一番重量物がそこにあるのでくいを打って行って、建物が壊れないようにするというわけです。このたびは、御覧のように左のほうから見ると上のほうに白い丸があって、この部分は4.9メートルのくいを打ちますと。そのすぐ下に二重丸がありますけれど、ここは7.5メートルのくいを打ちますというようなことで、今青い印でマーカを塗っているところがボーリング調査をしたところです。調査をして深さを測って、それぞれにおいて深さが違いますので、このように、左のほうは4.9メートルのくいで、上のほうはです、下のほうは深かったんで7.5メートルくいを打ちますとかいうふうにして、場所場所で寸法を変えてくいを打った結果、一部のくいでびしゃり、その4.9メートルでなかったり、7.5メートルでなかったりしたものですから、全部を合計すると33.7メートルほどくいの延長が増えたということなんです。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりました。

長谷川知司委員　くいと言うからちょっと誤解するんですが、これは地盤改良ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、くいを持ってきたなんかじゃなくて、その部分、その柱の下の地盤を改良して補強するということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、大事なのは、この強度が出たかどうかですね、その位置で。それをどのようにして確認されたかというのがありますか。また、その確認は変更を伴うので、当然現場監理者がおったと思いますが、ずっと付いとったかどうか。

河野朋子委員長　それについて、今回答えますか。少し・・・。

尾山教育部長　ちょっと技術者を呼んでまいりますので、また済みませんが、少しお時間をいただけませんか。待機しておりますので、申し訳ありません。

河野朋子委員長　ちょっと来られるまで休憩いたします。

尾山教育部長　済みません。

午前10時52分　休憩

午前10時58分　再開

河野朋子委員長　それでは、委員会を再開いたします。資料も新たにいただきましたし、建築のほうから説明員の方も来ていただきましたので、改めて審査をいたします。新たに出ました資料について少し説明をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

石田建築住宅課建築係長　資料はちょっと難しく書いてあるんで、簡単に説明すると、この工法は、所定のセメントのくい先端から出る吐出量で、固化材を掘削ドリル先端より注入しながらくいを攪拌^{かくはん}して、固化材と土を

混ぜて柱状のくいを作る工法になります。

河野朋子委員長 大体理解できたようですので、それについて何かその辺りで質問があれば。

長谷川知司委員 支持地盤まで達したということは、どういうことで分かるんですか。要するに、地盤が深い、浅いというのがあるんですけど、これが支持地盤になっているというのが、どのようにして分かるんですか。

石田建築住宅課建築係長 基本的には、工事監理者が現地に常駐して、くいの深さを確認しました。くいは、くい打ち機に掘削ドリルの回転力の電流計とか深さとかがデータで出るようになっております。それを確認しながら工事監理者が現地で指示をして、支持層に達したというのを確認しております。

長谷川知司委員 では、現場員が常駐して全てを確認したという理解でいいですか。

石田建築住宅課建築係長 そのとおりです。

長谷川知司委員 では、そのくいを地盤改良した、その強度をどのようにして確認したかを教えてください。分かりにくんで説明しましょう。要するに、くいを地盤改良しまして、その強度が出たというのは、どのようにして確認されたか。

石田建築住宅課建築係長 強度は、セメント量を最初に決めてから、一定の吐出量でくいの先端から出すように決めています。強度自体は、最終的にはコアを抜いて、試験場でそのくいが強度を満たしているかというのを確認します。

長谷川知司委員　そうですね。やはり、きちんと施工できているかどうか。計算じゃなくてサンプルを抜いて圧縮試験をしたということですね。それと、あと空袋検査できちんとした材料とかが使われているというのは、確認されていますか。

石田建築住宅課建築係長　セメント量については、伝票で全て確認しております。

河野朋子委員長　いいですか。かなり詳しいところまで質疑が行っておりますが。

伊場勇副委員長　余分に掘られたところがあるということで、余分にといいますか、掘るところが増えて、その分、土が想定以上に今あるというところなんですけれども、今449万6,000円の中でその処分費も入られているのか。もしくは、またそれをまた違う形で使うことがあるのか、その辺をちょっと詳しく教えてください。

河野朋子委員長　どなたがお答えになりますか。(発言する者あり)どうぞ、石田係長。

石田建築住宅課建築係長　当初設計では、513立米の建設汚泥の発生を見込んでいましたが、180立米ほど追加が出ました。

河野朋子委員長　それが、今回の補正予算額に入っているかということですか。

尾山教育部長　今回の増額分の中にこの土地の建設汚泥の処分代も含まれております。くいの追加工事費と土の処分代を含めて、この額の増額分になっております。

長谷川知司委員　今の180立米というのは、計算式では大体合っていますか。

石田建築住宅課建築係長 合っています。

長谷川知司委員 それと、この汚泥は産業廃棄物になるわけですか。その確認をお願いします。

石田建築住宅課建築係長 建設汚泥になりますので、産業廃棄物になります。

河野朋子委員長 質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑が終わりました。討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）では、議案第49号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。以上で、委員会を閉会いたします。お疲れ様です。

午前11時5分 散会

平成31年（2019年）3月7日

総務文教常任委員長 河野朋子